

防犯カメラ設置費用補助金のご案内

(足立区地域における見守り活動支援事業補助金)



■補助金の交付団体について

- 区内町会、自治会、商店街など一定の区域の住民によって構成される団体であること。
※ 商店街が申請する場合は、町会等と連携が必要。
- 月に1回以上、防犯パトロールを実施すること。

■補助金の対象となるカメラの条件について

- 不特定多数の人が往来する道路を映すために設置すること。
※ 駐輪場やゴミ置き場、私有地などの特定の場所を映すものは対象外。
- 他の防犯カメラと撮影場所が重ならないこと。
※ 設置場所などの詳しい条件は担当へお問い合わせください。
※ 電柱に設置する際に、街路灯の明かりを阻害しないようご注意ください。

■補助金額について

- 防犯カメラの設置にかかる経費の96%(1,000円未満の端数は切り捨て)。
ただし、1団体につき補助限度額は576万円まで。
※ 他町会等と連携した場合の補助限度額は864万円まで。
※ 防犯カメラ1台あたりの補助対象経費限度額は60万円まで。

■申請における注意事項について

- 年度内に行える申請は1団体につき1回のみです。
- 交付決定前に設置の手続きを開始した防犯カメラは補助金の対象外となります。

防犯カメラ維持費のうち、

電気代・電柱使用料 及び **保守点検費・修繕費**

の一部についても別途助成を行っています。

申請受付期間

4月1日(火)から6月30日(月)

※申請をご検討の際は、事前に下記の担当までご連絡ください。

手続きの詳細については裏面をご覧ください。



<申込み・問合せ>

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 (南館7階)
足立区役所 危機管理課 防犯活動支援係
Tel 3880-5435

■手続きの流れ

1 警察署との協議【申請者】

所轄の警察署へ連絡し、防犯カメラの設置場所について協議する。



2 総会や役員会の開催【申請者】

防犯カメラ設置に関して、総会や役員会にて決定する。



3 設置業者の選定【申請者】

設置業者を選定し、見積書等を作成してもらう。



4 区への申請【申請者】

必要書類を揃えて区に申請を行う(6月末までに)。



<必要書類>

書類の作成に際しては、事前に担当者へご確認ください。

- ① 交付申請書 (第1号様式)
- ② 団体の定款又は規約
- ③ 団体の総会資料
前年度関係資料: 決算書と活動報告書
本年度関係資料: 予算書と活動計画書
- ④ 防犯カメラ設置を決定した際(総会や役員会)の「議事録」
- ⑤ 防犯カメラの機能・性能が分かるもの(カタログや仕様書)
- ⑥ 防犯カメラ設置に係る見積書
※ 100万円以上の場合は見積書が2社以上必要です。
- ⑦ 設置場所・撮影方向を示す地図(設置場所の住所を記載のもの)

※ ②～⑦までの様式指定はありませんがA4サイズで作成してください。

※ その他、必要に応じて別途、書類の提出をお願いする場合があります。



5 交付の決定【区】

東京都の交付決定に基づき、区が交付を決定します(10月上旬頃)。



6 設置開始【申請者】

交付決定後、設置業者と契約し、設置を開始してください(10月以降)。



7 設置作業【申請者】

設置業者による各種手続き及び設置作業を進めてください(10月～1月末)。



8 完了報告【申請者】

設置が完了したら、区へ連絡のうえ「実績報告書」と「契約書や請求書などの写し」を随時提出してください(2月中旬頃まで)。



9 補助金の振込【区】

補助金は、請求書提出後、30日以内に指定の口座に振り込みます。